

平成30年12月4日

清水町議会議長 加 来 良 明 様

議会活性化特別委員会

委員長 原 紀 夫

## 委員会調査の報告について

平成28年第2回清水町議会定例会において、議会活性化等について調査する目的で本委員会が設置され、これまで目的を達成するために調査を重ねてきており、その経過については、2回の間接報告を行ってきました。

この度、本委員会における調査・検討を終了するにあたり、その結果について、中間報告した内容も含めて会議規則第76条の規定により報告します。

### 記

1. 調査事項 議会の活性化等について

2. 調査の期間

平成28年6月21日から平成30年12月3日

委員会の開催 計33回

3. 調査の背景と進め方

平成28年3月3日の全員協議会において議員定数、議員報酬、委員会の所管、委員任期の検討が必要との提起があり、その後、

議会運営委員会及び全員協議会で調査・検討を行う議会組織について協議を行った結果、6人の議員で組織する特別委員会を設置して現在の議員任期の満了（平成31年1月26日）までに調査・検討を行うことになり、平成28年6月定例会で議決し、本委員会が設置された。

6人の議員による委員会のため、本委員会で一定の結論が出たものは全員協議会において全議員に確認して進めることになった。

本委員会として調査・検討する項目については、全員協議会で提起された①議員定数、②議員報酬、③委員会の所管、④委員任期の4項目に限定せず、議会運営等における課題について幅広く調査・検討を行うことになり、本委員会で提起した①一般質問の答弁書の必要性、②分かりやすい議会広報の作成（議会ルールの説明を含む）、③請願者・陳情者による趣旨説明機会の設定、④町民の声を聴取する場の設定（模擬議会、団体との懇談会を含む）、⑤政務活動費の導入、⑥議会サポーター制度・モニター制度の導入、⑦議員の資質向上、⑧一般質問での質問内容是正に向けた議長等の裁量権の拡大（重複質問の取扱いを含む）、⑨各種会議の持ち方の見直し（全員協議会での積極的な意見交換を含む）、⑩初回質疑（質問）からの一問一答の導入の10項目を加えた合計14項目とし、調査・検討の順序は、平成29年1月26日で常任委員会等の委員任期が満了になるため、委員会の所管のうち、常任委員会の所管の調査・検討を先行して行い、その後、本委員会で提起した10項目、全員協議会で提起された4項目の調査・検討を順次行った。

#### 4. 調査の結果

##### 【常任委員会の所管の調査・検討結果】

議員定数を13名に削減してから総務文教・産業厚生の2常任委員会としていたが、近年は総務部局と産業部局が連携して進め

ている事業が多く、子育てに関することは厚生部局と文教部局の連携が不可欠であるため、平成28年第7回定例会で議会委員会条例の一部を改正し、平成29年1月27日から総務産業・厚生文教の2常任委員会に変更している。

## 【本委員会で提起した10項目の調査・検討結果】

### (1)一般質問の答弁書の必要性

一般質問での議論を深める、再質問での数値確認を防ぐ目的で答弁書は必要との結論になったが、質問議員が希望しない場合は求めない選択制とし、答弁書は当日の朝に希望する議員本人へ配付する、議員の通告も要旨が分かるように詳しく記載する、答弁書は議長及び事務局にも配付することとした。

執行側で答弁調整後に答弁書を修正する時間も必要になることから、開会してから一般質問までの休会日を平日で2日増やすこととし、答弁書は当日の朝に一斉に配付する予定のため、質問順序の関係で質問通告が遅い時間に集中する可能性への対応も協議したが、当面は現行のままとして不都合があれば再度協議することになった。

答弁書の配付について、執行側と協議を行い、平成30年第2回定例会から実施している。

### (2)請願者・陳情者による趣旨説明機会の設定

議会基本条例を制定している議会を中心に提出者の説明機会を保障しているが、現状でも参考人制度を活用して提出者の意見を聴くことは可能であり、委員会審査において積極的に説明機会を設けていくことになった。

### (3)一般質問での質問内容是正に向けた議長等の裁量権の拡大（重複質問の取扱いを含む）

町の重要な意思を決定し、行財政運営を監視する機能を有する

議会の構成員である議員が、執行機関の所信や疑義をただすことができないと、その職務を果たせないことから、一般質問は議員固有の権能として与えられているもので、通告制が採用されて議長の許可を得て質問することになるため、裁量権の拡大は行わず、重複質問の取扱いを含めて現行のままとする。

(4)各種会議の持ち方の見直し（全員協議会での積極的な意見交換を含む）

各種会議の持ち方は特に不都合な部分がないため現行のままとし、積極的な意見交換の保障は既に会議規則を改正して「自由討議」を導入しており、本会議・全員協議会等での議員間の議論をこれまで以上に深めていくことになった。

(5)初回質疑（質問）からの一問一答の導入

十勝管内の町村でも半数が一般質問の初回から一問一答方式を導入しているが、初回質問・答弁は質問台と演壇を使用していることから、初回質問は現状どおり一括質問とする。

質疑の項目数が多いと一括質疑は分かりづらくなるため、初回質疑から一問一答方式を導入する結論になり、質疑での制限は現行のまま一項目3回までとなった。

初回質疑からの一問一答の導入については、執行側と協議を行い、会議規則等運用例の一部を改正し、平成30年第2回定例会から実施している。

(6)分かりやすい議会広報の作成（議会ルールの説明を含む）

町民にとって分かりやすい議会広報紙を議員自ら作成する必要があるため、議会広報紙の編集体制を含めて調査・検討を進めた。

広報紙編集の専任化を図る目的で広聴活動を含めた常任委員会を設置する結論になり、常任委員会の名称は広報広聴常任委員会とし、委員定数は6人、所管は①議会広報紙に関する事項、②町

民への広聴活動に関する事項、③議会ホームページに関する事項、④議会のインターネット中継に関する事項とするが、議会広報紙の発行に専念するため、「議会報告会と町民との意見交換会」の所管は現状どおり議会運営委員会とすることになった。

今後発行する広報紙のイメージとしては、年4回の発行を基本に必要な応じて特別号を発行する、議会ルールの説明・タイムリーな情報・町民の声を掲載する、内容を充実させるためにページ数は増やす、カラー印刷を検討するなどが挙げられたが、議会広報発行基本要綱及び議会広報発行細則の見直し等は、広報広聴常任委員会に委ねることになった。

広報広聴常任委員会の設置について、執行側と協議を行い、平成30年第2回定例会で議会委員会条例の一部を改正し、平成30年3月6日から広報広聴常任委員会の活動が始まっている。

#### (7)町民の声を聴取する場の設定（模擬議会、団体との懇談会を含む）

議会の関心を高める、議会活動を知ってもらう、議員のなり手不足対策につなげるなどの目的で中学生・高校生を対象にした模擬議会に取り組む結論になり、以前に開催実績のある団体との懇談会は、希望があればいつでも実施することになった。

模擬議会、団体との懇談会以外の町民の声を聴取する場の設定として、「議会報告会と町民との意見交換会」を開催しており、当面は他の取り組みは行わないことになった。

模擬議会の開催については、「模擬議会開催要領（案）」を策定し、平成31年度から運用する予定である。

#### (8)議会サポーター制度・モニター制度の導入

町民の声を議会運営に反映させることを目的に、議会モニター制度を5～10名程度の人数で導入するとの結論になり、公募しても人数不足があれば、年代等のバランスを考慮して依頼することになった。

一度に両制度を導入するのは困難であるため、議会サポーター制度はモニター制度導入後に検討することになった。

議会モニター制度の導入については、「議会モニター設置要綱」を制定し、平成31年度から運用する予定である。

#### (9) 政務活動費の導入

政務活動費は議員定数、議員報酬と関連する制度であることから、議員定数、議員報酬と一緒に検討することになった。

#### (10) 議員の資質向上

議員の資質向上は本人の意欲によって大きく左右されるが、資質向上のためには研修が不可欠であり、道外などの研修機会を増加させることになった。

議員の研修計画について、「議会議員研修要綱」を制定し、平成31年度から運用する予定である。

### 【全員協議会で提起された4項目の調査・検討結果】

議員定数及び議員報酬については、過去の検討における経過を参考にして、議会としての案を示して町民意見の聴取を行い、調査・検討を進めた。

町民意見の聴取については、平成30年5月29・30日に開催した「議会報告会と町民との意見交換会」で町議会議員の定数・報酬をテーマとして意見交換・アンケートを行い、更に平成30年7月に「議会活性化等の町民アンケート調査」を実施して411件の回答を得た。

#### (1) 議員定数

十勝管内の議員定数を調査して協議を進めたが、本委員会での調査・検討に基づき、広報広聴常任委員会を新たに設置し、総務産業・厚生文教常任委員会、議会運営委員会と併せて4委員会体制としていることから、委員会活動を考慮して議員定数は現状の

13人のままとの案をまとめた。

町民意見の聴取においても、「現在のままでよい」との回答が多数であったことから、議員定数は現在のまま13人との結論に至った。

## (2) 議員報酬

十勝管内の議員報酬・期末手当の状況、今後の改正に向けた検討状況を調査し、更に議員のなり手不足も考慮した中で、『十勝町村議会議長会作成の議員報酬（月額）「十勝標準」の試算』等を参考にして、本町議会議員の平成28・29年度の活動実績に基づく「清水町議会議員報酬の試算」を作成し、議員報酬を引き上げるとの案（議長275千円⇒305千円 副議長219千円⇒244千円 委員長195千円⇒224千円 議員183千円⇒203千円）をまとめた。

町民意見の聴取においては、「試算の額でよい」「現在のままでよい」等の様々な意見があり、報酬を引き上げることに對する一定の理解は得られたが、大多数の方の理解を得るまでには達していないと判断して現在のままの報酬額とし、アンケート結果等の資料を執行側へ提供して、他の特別職の報酬等を含めた検討を要請すると結論に至った。

更に議員報酬の調査・検討においては、議員の就退任の際は日割り計算した額を支給しているが（死亡の場合を除く）、職務の異動の際、増額の場合は日割り計算した額を支給し、減額の場合は従前の月額のままとなっているため、職務の異動による減額の際の支給額についても協議し、減額の場合も日割り計算した額の支給へ改めることとし、議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償条例の一部を改正する。

議員報酬と関連する議員期末手当については、平成17年度から年間支給月数が4.45月（6月支給1.4月、12月支給3.05月）としており、人事院勧告に準じた支給月数と相違してい

るため、今後の支給月数についても協議し、根拠のある支給月数にする必要があることから、以前のように人事院勧告に準じた支給月数に改めることになったが、平成30年の人事院勧告において年間支給月数が4.40月から4.45月に引き上げの勧告があり、今回、条例の改正は必要ないことになった。

また、議員報酬と関連して政務活動費についても調査・検討を行ったが、議員報酬を引き上げるとの案がまとまり、更に政務活動費を導入するのは町民の理解が得られないと判断し、政務活動費は導入しないとの結論になった。

### (3)委員会の所管

本委員会の調査・検討結果に基づき、町の事務を所管する2常任委員会を総務産業・厚生文教常任委員会へ所管と名称を変更し、議会運営委員会の所管から広報広聴に関する事項を除いて新たに広報広聴常任委員会を設置しており、委員会の所管については、他に調査・検討する事項はないことになった。

### (4)委員任期

現在の委員任期は2年になっているが、十勝管内でも4年任期の議会があり、それぞれの長所や短所を挙げながら協議を行い、議員としての4年任期の中で、2年のほうが幅広く経験できるため、委員任期は2年のままとする。

## 5. まとめ

約2年6か月にわたる本委員会での調査・検討においては、すぐに取り組みが可能なものは、その都度制度を改めるなど、可能なものから議会の活性化に取り組むとの方針で進めたが、委員間の意見調整等に時間を要する項目もあり、苦慮しながら前述のとおり調査・検討結果をまとめた。

これまでも町民との距離感を縮めるため、「議会報告会と町民と



の意見交換会」の開催など議会の活性化に努めてきているが、幅広い町民の意見聴取のために全議員で取り組んだ「議会活性化等の町民アンケート調査」では、町民からみると議会はまだまだ遠い存在であると感じている方が多く、100件以上の議会に対する意見や要望の記載に対して、一つ一つ回答しないことにしているが、町民に親しまれ信頼される議会となるために、自己研さんを重ね、資質の向上を図りながら小さな改革を積み重ねていかなければならないと感じている。

議会、議員の役割は、多様な町民の声に耳を傾けて議論を深め、適正な政策を決定し、その監視と評価機能を果たすことであり、議員のなり手不足が全国的な課題として取り上げられている中、自立した自治体運営においては、その役割はますます重要なものとなっている。

今後においては、更に「開かれた議会」「分かりやすい議会」を目指し、日常的に議会の活性化に取り組んでいくことが必要であり、今回、調査・検討項目外のため協議を見送ったタブレット導入などの議会におけるICT推進については、次期議会に検討を引き継ぐとともに、更なる議会改革の取り組みを期待し調査報告とする。

◇資 料

①議会活性化特別委員会活動経過

②清水町議会議員報酬の試算について

③清水町議会 議会活性化等の町民アンケート結果

◇議会活性化特別委員会委員名簿（6人）

平成 28 年 6 月 21 日～平成 30 年 12 月 11 日

区 分	氏 名	備 考
委員長	原 紀 夫	
副委員長	桜 井 崇 裕	
委 員	鈴 木 孝 寿	平成 28 年 6 月 21 日～ 平成 29 年 1 月 23 日
委 員	北 村 光 明	
委 員	高 橋 政 悦	
委 員	佐 藤 幸 一	
委 員	安 田 薫	平成 29 年 3 月 2 日～ 平成 30 年 12 月 11 日

議会活性化特別委員会活動経過

【平成28年】

区分	期日	調査・検討内容
第1回委員会	6月21日	◇委員長の選出について 原委員を選出 ◇副委員長の選出について 桜井委員を選出
第2回委員会	7月8日	◇議会運営等の課題について 3月の全員協議会で挙げられた議員定数、議員報酬、委員会の所管、委員任期以外の調査・検討も行うこととし、特別委員会で24項目を提起する
第3回委員会	7月26日	◇議会運営等の課題について 特別委員会で提起された24項目を整理し、10項目を決定する 10項目…①一般質問の答弁書の必要性、②分かりやすい議会広報の作成（議会ルールの説明を含む）、③請願者・陳情者による趣旨説明機会の設定、④町民の声を聴取する場の設定（模擬議会、団体との懇談会を含む）、⑤政務活動費の導入、⑥議会サポーター制度・モニター制度の導入、⑦議員の資質向上、⑧一般質問での質問内容は正に向けた議長等の裁量権の拡大（重複質問の取扱いを含む）、⑨各種会議の持ち方の見直し（全員協議会での積極的な意見交換を含む）、⑩初回質疑（質問）からの一問一答の導入
全員協議会	9月16日	◆議会運営等の課題の聴取について 特別委員会委員以外からの課題の提起はなく、3月の全員協議会で挙げられた4項目と特別委員会で提起された10項目を調査・検討項目とする
第4回委員会	10月3日	◇調査・検討項目の決定と今後の進め方について 1月に委員会構成変更があることから委員会の所管を調査・検討する
第5回委員会	10月31日	◇委員会の所管について 常任委員会の所管を協議
第6回委員会	11月10日	◇委員会の所管等について 現行の「総務文教常任委員会・産業厚生常任委員会」を「総務産業常任委員会・厚生文教常任委員会」に変更する 特別委員会で提起した10項目を議会運営関係（①③⑧⑨⑩）、広報広聴関係（②④⑥）、その他（⑤⑦）の順に調査・検討する
全員協議会	11月30日	◆委員会の所管について（常任委員会の変更） 2常任委員会を特別委員会の案のとおり「総務産業常任委員会・厚生文教常任委員会」に変更することを確認する

<p>第7回 委員会</p>	<p>12月2日</p>	<p>◇議会委員会条例の一部改正について 一部改正条例を12月定例会に提案する（総務産業・厚生文教常任委員会へ改正）</p> <p>◇一般質問の答弁書の必要性、請願者・陳情者による趣旨説明機会の設定、一般質問での質問内容是正に向けた議長等の裁量権の拡大（重複質問の取扱いを含む）、各種会議の持ち方の見直し（全員協議会での積極的な意見交換を含む）、初回質疑（質問）からの一問一答の導入）について記載順のとおり調査・検討を行うこととし、一般質問の答弁書の必要性を協議</p> <p>◇中間報告について 特別委員会の調査状況を12月定例会で中間報告する</p>
--------------------	--------------	---

議会活性化特別委員会活動経過

【平成29年】

区分	期日	調査・検討内容
第8回委員会	1月19日	◇一般質問の答弁書の必要性について 議論を深める等の目的で答弁書は必要とするが、質問議員が希望しない場合は求めない選択制とする 執行側の理解がなければ実現しないため、事前に新町長と協議を行うことにする
	4月11日	○執行側との事前協議 委員長が「一般質問の答弁書の必要性について」事前協議
第9回委員会	4月25日	◇一般質問の答弁書の必要性について 執行側との事前協議で出された意見等を参考に協議し、答弁書は当日の朝に希望する議員本人へ配付、議員の通告も要旨が分かるように詳しく記載、答弁書は議長及び事務局にも配付とする
第10回委員会	5月30日	◇一般質問の答弁書の必要性について 執行側で答弁調整後に答弁書を修正する時間も必要になるため、開会してから一般質問までの休会日を平日で2日増やす、答弁書は当日の朝に一斉に配付するため、質問順序の関係で通告が遅い時間に集中する可能性への対応は現行のままとするが、不都合があれば再度協議とする ◇請願者・陳情者による趣旨説明機会の設定について 現状でも参考人制度を活用して提出者の意見を聴くことは可能であり、委員会審査において積極的に説明機会を設けていくことにする ◇一般質問での質問内容は正に向けた議長等の裁量権の拡大（重複質問の取扱いを含む）について 一般質問は議員固有の機能として与えられており、議長の許可を得て質問するため、裁量権の拡大は行わず、重複質問の取扱いを含めて現行のままとする ◇各種会議の持ち方の見直し（全員協議会での積極的な意見交換を含む）について 積極的な意見交換等を協議 ◇その他 議員定数、議員報酬、委員会の所管、委員任期の4項目の調査・検討時期は委員長に一任する
第11回委員会	6月6日	◇各種会議の持ち方の見直し（全員協議会での積極的な意見交換を含む）について 各種会議の持ち方は不都合な部分がないため現行のままとし、積極的な意見交換は「自由討議」を導入しており、本会議・全員協議会等での議

		<p>員間の議論をこれまで以上に深めていくことにする</p> <p>◇初回質疑（質問）からの一問一答の導入について 初回質疑・質問からの一問一答を協議</p>
第12回委員会	7月6日	<p>◇初回質疑（質問）からの一問一答の導入について 一般質問の初回質問・答弁は質問台と演壇を使用しているため、初回質問は現状どおり一括質問とする 項目数が多いと一括質疑は分かりづらいため、初回質疑から一問一答方式を導入し、質疑の制限は現行のまま一項目3回までとする</p> <p>◇分かりやすい議会広報の作成（議会ルールの説明を含む）について どのような広報紙を作成するのか協議</p> <p>◇町民の声を聴取する場の設定（模擬議会、団体との懇談会を含む）について 模擬議会、団体との懇談会等を協議</p>
第13回委員会	7月24日	<p>◇分かりやすい議会広報の作成（議会ルールの説明を含む）について 町民にとって分かりやすい議会広報紙を議員自ら作成するため、広報紙編集の専任化を図る目的で常任委員会を設置する</p> <p>◇その他 これまでの調査・検討結果を全員協議会で報告する時期は、特別委員会で提起した10項目の調査・検討後とする</p>
第14回委員会	8月29日	<p>◇分かりやすい議会広報の作成（議会ルールの説明を含む）について 常任委員会の名称等を決定する 名称：広報広聴常任委員会、委員定数：6人、所管：①議会広報紙に関する事項、②町民への広聴活動に関する事項、③議会ホームページに関する事項、④議会のインターネット中継に関する事項</p>
第15回委員会	9月22日	<p>◇分かりやすい議会広報の作成（議会ルールの説明を含む）について 広報広聴常任委員会は広報紙の発行に専念するため、議会報告会と町民との意見交換会の所管は現状どおり議会運営委員会とする 今後発行する広報紙のイメージは、なるべく早く発行、年4回を基本に必要なに応じて特別号を発行、議会ルール・町民の声等を掲載、ページ数は増やす、カラー印刷を検討するなどが挙げられたが、広報発行基本要綱及び広報発行細則の見直し等は広報広聴常任委員会で協議とする</p> <p>◇町民の声を聴取する場の設定（模擬議会、団体との懇談会を含む）について 議会の関心を高める、議会活動を知ってもらう、なり手不足対策につなげる等を目的に中学生・高校生を対象にした模擬議会に取り組むことになり、団体との懇談会は希望があればいつでも実施とする</p> <p>◇議会サポーター制度・モニター制度について 議会サポーター制度・モニター制度を協議</p>

		<p>◇政務活動費の導入について          関連する制度のため、議員定数、議員報酬と一緒に検討とする</p> <p>◇議員の資質向上について          議員の資質向上を協議</p>
第16回 委員会	10月6日	<p>◇町民の声を聴取する場の設定（模擬議会、団体との懇談会を含む）について          模擬議会、団体との懇談会以外の町民の声を聴取する場としては、議会報告会と町民との意見交換会を開催しており、当面は他の取り組みは行わないことにする</p> <p>◇議会サポーター制度・モニター制度について          町民の声を議会運営に反映させる目的で議会モニター制度を5～10名程度の人数で導入し、公募しても人数不足があれば年代等のバランスを考慮して依頼する          一度に両制度を導入するのは困難なため、議会サポーター制度はモニター制度導入後に検討とする</p> <p>◇議員の資質向上について          議員の資質向上は本人の意欲によって大きく左右されるが、資質向上のためには研修が不可欠であり、研修機会を増加させることにする</p>
第17回 委員会	11月6日	<p>◇特別委員会で提起した10項目の調査・検討結果について          10項目の調査・検討結果を確認し、新たに取り組む項目の課題・実施時期等をまとめる</p> <p>①一般質問の答弁書の必要性…答弁書の提出を執行側と協議し、了承を得た後から実施、②初回質疑（質問）からの一問一答の導入…初回質疑からの一問一答導入を執行側と協議して了承を得た後、会議規則等運用例を改正して実施、③分かりやすい議会広報の作成（議会ルールの説明を含む）…広報広聴常任委員会の設置について、執行側と予算提案を協議し、平成30年3月に委員会条例を改正して常任委員を選任、④町民の声を聴取する場の設定（模擬議会、団体との懇談会を含む）…模擬議会の開催について、平成30年11月を目途に要綱を作成し、執行側などと開催等を協議、⑤議会サポーター制度・モニター制度の導入…議会モニター制度の導入について、平成30年11月を目途に要綱を作成し、執行側と予算提案を協議、⑥議員の資質向上…議員の研修計画について、平成30年11月を目途に策定し、執行側と予算提案を協議</p>
第18回 委員会	11月28日	<p>◇特別委員会で提起した10項目の調査・検討結果について          全員協議会での報告内容を確認する</p> <p>◇議員定数、議員報酬、委員会の所管、委員任期、政務活動費の導入について          議員定数、議員報酬を協議</p>

		◇中間報告について 特別委員会の調査状況を12月定例会で中間報告(第2回)する
全員協議会	11月30日	◆特別委員会で提起した10項目の調査・検討結果について 10項目の調査・検討結果を報告し理解を得る
	12月4日	○執行側と協議 正副委員長が「一般質問の答弁書の提出」、「初回質疑からの一問一答方式の導入」、「広報広聴常任委員会の設置」を協議
第19回 委員会	12月19日	◇議員定数、議員報酬、委員会の所管、委員任期、政務活動費の導入について 議員定数、議員報酬を協議 ◇執行側との協議について 「一般質問の答弁書の提出」、「初回質疑からの一問一答方式の導入」、「広報広聴常任委員会の設置」の執行側との協議結果を報告



議会活性化特別委員会活動経過

【平成30年】

区分	期日	調査・検討内容
第20回委員会	1月30日	◇議員定数、議員報酬、委員会の所管、委員任期、政務活動費の導入について 議員定数、議員報酬を協議 ◇議会委員会条例の一部改正について 一部改正条例を3月定例会に提案する（広報広聴常任委員会の設置）
第21回委員会	2月20日	◇議員定数、議員報酬、委員会の所管、委員任期、政務活動費の導入について 議員定数、議員報酬を協議 職務異動による減額の際の報酬額を日割計算した額に改める
全員協議会	2月26日	◆調査・検討結果に基づく執行側からの回答について 「一般質問の答弁書の配付」、「初回質疑からの一問一答方式の導入」、「広報広聴常任委員会の設置」は3月定例会から運用を報告し理解を得る
第22回委員会	3月13日	◇議員定数、議員報酬、委員会の所管、委員任期、政務活動費の導入について 議員定数、議員報酬を協議
第23回委員会	4月6日	◇議員定数、議員報酬、委員会の所管、委員任期、政務活動費の導入について 議員定数（案）は4委員会（3常任委員会、議会運営委員会）の活動を考慮して現状維持の13人とする 議員報酬（案）は平成28・29年の活動実績（議会活性化特別委員会を除く）による「清水町議会議員報酬の試算」に基づき引き上げる（議長275千円⇒305千円、副議長219千円⇒244千円、委員長195千円⇒224千円、議員183千円⇒203千円） 期末手当の支給月数を人事院勧告に準じた支給月数に改める 政務活動費は報酬を引き上げる予定のため導入しない
全員協議会	4月23日	◆議員定数、議員報酬、政務活動費の導入の調査・検討結果について ①議員定数（案）は現状維持、②議員報酬（案）は引き上げ、職務異動による減額時の報酬額を日割計算へ、期末手当支給月数を人事院勧告に準じた支給月数へ、③政務活動費は導入しないことを報告し理解を得る 議員定数（案）、議員報酬（案）は議会報告会と町民との意見交換会で意見交換する
第24回委員会	5月16日	◇議員報酬、委員会の所管、委員任期について 期末手当の支給月数は人事院勧告に準じるが、6・12月の支給内訳は現状どおり6月が1.4月分、12月が残りの分とする

		委員会の所管は既に総務産業・厚生文教常任委員会に改正し、新たに広報広聴常任委員会を設置しているため、他の調査・検討は行わない 委員任期は幅広い所管が経験できるため、現行のまま2年とする
第25回委員会	6月19日	◇議員定数、議員報酬について 議会報告会と町民との意見交換会の結果を受けて、更に多くの町民意見の聴取を目的に「議会活性化等の町民アンケート」を実施（予算がないため全議員で配布・回収）
第26回委員会	7月2日	◇議員定数、議員報酬について 議会活性化等の町民アンケートの実施方法を協議
第27回委員会	7月6日	◇議員定数、議員報酬について 議会活性化等の町民アンケートのスケジュールを協議（期間は7月6～25日）
全員協議会	7月6日	◆議会活性化等の町民アンケートについて 更に多くの町民意見の聴取を目的としたアンケート実施の理解を得る
第28回委員会	7月31日	◇議員定数、議員報酬について 議会報告会と町民との意見交換会及び議会活性化等の町民アンケート結果を参考にして、議員定数、議員報酬を決定する 議員定数はアンケートでも「現在のままでよい」が多く、4委員会の活動を考慮して13人のままとする 議員報酬は引き上げについて、大多数の町民の理解が得られたわけではないため、現在のまま据え置くことにするが、町民アンケート結果等の資料を執行側へ提供し、他の特別職の報酬等を含めた検討を依頼する
全員協議会	8月1日	◆議員定数、議員報酬について ①議員定数は現在のまま13人、②議員報酬は現在のまま据え置くが、町民アンケート結果等の資料を執行側へ提供し、特別職の報酬等の検討を依頼することを報告し理解を得る
	8月24日	○執行側へ依頼 委員長が特別職の報酬等の検討を依頼
第29回委員会	8月28日	◇議会報告会と町民との意見交換会について 報告書の作成に向けて、当日出された意見・提言等の調査・検討 ◇議会活性化等の町民アンケートについて アンケート調査に対する町民からのメールへの対応、議会に対して提起された様々な意見・要望の取り扱いを協議
	10月18日	●足寄町議会議会のあり方調査特別委員会視察来町 議会改革、議会のあり方等についての視察があり、正副委員長が対応
第30回委員会	10月23日	◇模擬議会の開催、議会モニター制度の導入、議員の研修計画について 議員の研修計画を協議し、「議会議員研修要綱」を制定する（平成31年4月施行）

第31回 委員会	11月5日	◇模擬議会の開催、議会モニター制度の導入について 模擬議会の開催を協議 議会モニター制度の導入を協議し、「議会モニター設置要綱」を制定する（平成31年4月施行）
第32回 委員会	11月27日	◇模擬議会の開催、議会モニター制度の導入について 「模擬議会開催要領（案）」を策定する 「議会モニター設置要綱」の一部を修正する ◇議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償条例の一部改正について 職務異動による減額の際の報酬額を日割計算へ改めるため、一部改正条例を12月定例会に提案する 期末手当は平成30年の人事院勧告で4.45月へ引き上げの勧告があり、支給月数が同じになったことから改正しない ◇タブレットの導入について 特別委員会の調査・検討項目に含まれていない項目の提起のため、改選後の議会に検討を引き継ぐ
全員協議会	11月30日	◆委員会の所管、委員任期について ①委員会の所管は総務産業・厚生文教常任委員会へ改正し、更に広報広聴常任委員会を設置しているため、他の調査・検討は行わない、②委員任期は幅広い所管が経験できるため、2年のままとすることを報告し理解を得る ◆模擬議会の開催、議会モニター制度の導入、議員の研修計画について 「模擬議会開催要領（案）」の策定、「議会モニター設置要綱」の制定、「議会議員研修要綱」の制定を報告する ◆議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償条例の一部改正等について 職務異動による減額時の報酬額を日割計算への改正を確認する 期末手当は4.45月へ引き上げの人事院勧告があり改正しない ◆タブレットの導入について 特別委員会の調査・検討項目ではないため、改選後の議会に検討を引き継ぐことを報告する
第33回 委員会	11月30日	◇調査結果報告について 特別委員会の調査・検討結果を12月定例会で報告する
	12月3日	○執行側等と協議 正副委員長が「模擬議会の開催」、「議会モニター制度の導入」、「議員の研修計画」などを協議

# 清水町議会議員報酬の試算について

(平成 30 年 4 月 6 日議会活性化特別委員会決定)

## 第一 議員活動の範囲と議員活動日数

### 1 議員活動の範囲（公務性のある活動）

#### A. 本会議・委員会等の議会活動

①本会議、②常任委員会、③特別委員会、④議会運営委員会、⑤第三者機関審議会

#### B. 協議調整の場の議会活動

①協議調整の場（地方自治法第 100 条第 12 項に基づく）

②協議調整の場（上記に準ずるもの。議会・委員会運営のための非公式の打ち合わせも含めることとする）

#### C. その他議会活動

①議員・委員の派遣、②議員の出張、③町内行事への参加、④町村議会主催研修、

⑤他町村議会視察受け入れ、⑥議会報告・意見交換会

#### D. 議員個人としての日常活動

①ABCに伴う調査研究・情報収集等、②住民からの相談・各自治会への出席

### 2 議員活動日数

#### (1) 議会活動の年間時間数

平成 28・29 年（暦年）の議会活動の「回数」について調査した。「回数」から「時間数」へ換算するため、以下のとおり、各議会活動に「単位時間」を設け算出した。

#### ●単位時間

#### A. 本会議・委員会等の議会活動

・ 1 回の活動を 8 時間とみなすもの（1 日）：本会議、特別委員会（予算・決算に係るもの）

・ 1 回の活動を 4 時間とみなすもの（半日）：常任委員会、特別委員会（予算・決算に係るものを除く）、  
議会運営委員会、第三者機関審議会

#### B. 協議調整の場の議会活動

・ 1 回の活動を 4 時間とみなすもの（半日）：全員協議会、法に基づかない協議調整の場

#### C. その他議会活動

・ 1 回の活動を 8 時間とみなすもの（1 日）：議員・委員の派遣（管外）、議員の出張（管外）

・ 1 回の活動を 4 時間とみなすもの（半日）：議員・委員の派遣（管内）、議員の出張（管内）  
町村議会主催研修、他市町村議会視察受け入れ、  
議会報告・意見交換会

・ 1 日の活動を 2 時間とみなすもの（1/4 日）：議員・委員の派遣（町内）、議員の出張（町内）、町内行事への出席

●議会活動時間数

議会活動の「回数」に「単位時間」を乗じて、平成 28・29 年（暦年）の議会活動時間数を算出した。平成 28・29 年は議会活性化特別委員会の活動が含まれているが、議会活性化特別委員会の活動を除いて算定した。

※回数（議会活性化特別委員会の活動を除く）×単位時間＝議会活動時間数

《H28 年》

議員活動の分類	議長 (時間)	副議長 (時間)	議員 (時間)
A. 本会議・委員会等の議会活動	348	304	256
B. 協議調整の場の議会活動	60	60	57
C. その他議会活動	532	88	64
計	940	452	377

《H29 年》

議員活動の分類	議長 (時間)	副議長 (時間)	議員 (時間)
A. 本会議・委員会等の議会活動	392	344	292
B. 協議調整の場の議会活動	52	44	45
C. その他議会活動	578	90	55
計	1,022	478	392

(2) 議会活動の換算日数

常勤の職員の勤務時間（7時間 45分）を参考に、1日の活動時間を8時間と定義。議会活動時間数の合計を8時間で除して得た数値を議会活動日数とした。

※議会活動時間の合計（議会活性化特別委員会の活動を除く）÷8時間＝議会活動の換算日数

《H28 年》

議長		副議長		議員	
年間時間数 (時間)	換算日数 (日)	年間時間数 (時間)	換算日数 (日)	年間時間数 (時間)	換算日数 (日)
940	118	452	57	377	48

《H29 年》

議長		副議長		議員	
年間時間数 (時間)	換算日数 (日)	年間時間数 (時間)	換算日数 (日)	年間時間数 (時間)	換算日数 (日)
1,022	128	478	60	392	49

### (3) 日常活動日数

把握が難しいことから、全国町村議会議長会政策審議会「議員報酬についての“全国標準”」を参考に「住民との接触」を月2回程度として24日、「調査研究」についても同様に月2回程度として24日、合計48日を議員個人としての「日常活動日数」とした。

	議 長 (日)	副議長 (日)	議 員 (日)
日常活動日数	48	48	48

### (4) 議員活動日数

議会活動日数に日常活動日数を加えた日数を議員活動日数とした。

※議会活動日数（議会活性化特別委員会の活動を除く）＋日常活動日数＝議員活動日数

《H28年》

	議 長 (日)	副議長 (日)	議 員 (日)
議会活動日数	118	57	48
日常活動日数	48	48	48
議員活動日数	166	105	96

《H29年》

	議 長 (日)	副議長 (日)	議 員 (日)
議会活動日数	128	60	49
日常活動日数	48	48	48
議員活動日数	176	108	97

## 第二 議員報酬（月額）の試算

### 1 議員報酬（月額）の現況

#### ●清水町議会議員の報酬月額・年額

区 分	月額報酬	年 額	年額（期末手当含む）	※参考
議 長	275,000 円	3,300,000 円	4,523,750 円	町長給与月額 700,000 円
副議長	219,000 円	2,628,000 円	3,602,550 円	
委員長	195,000 円	2,340,000 円 (9,360,000 円)	3,207,750 円 (12,831,000 円)	
議 員	183,000 円	2,196,000 円 (15,372,000 円)	3,010,350 円 (21,072,450 円)	
計	13 人	30,660,000 円	42,029,750 円	

( ) は、委員長4人、議員7人の計。期末手当は現行の4.45か月で計算。

## 2 議員報酬（月額）の試算

議員報酬の試算の方式には、「①町村政への貢献度を基にする方式」、「②議員の活動量と町村長の活動量を基にする方式（町村長の給与額を基準とする方式）」、「③類似自治体等と比較する方式」などがあるが、「議員報酬は議員活動という役務に対する対価」であるという考え方にに基づき、説明が優れ、計算方法も容易な「議員の活動量と町村長の活動量を基にする方式（町村長の給与額を基準とする方式）」を採用し、十勝標準の試算及び浦幌方式を参考にして議員報酬を試算した。

### （1）議員活動日数と町長職務遂行日数との比率

#### ●町村長の職務遂行日数

首長は一般的に平日、休日を問わず公務につく場合が多いので、日曜、祝日等の半分程度は公務にあてるものと推定し、全国標準と同様に年間 330 日とした。

※町村長の職務遂行日数：365 日－35 日（休日・祝日の半分）＝330 日（「全国標準」）

#### ●議員活動日数と町長職務遂行日数との比率の計算

議員活動日数と町長職務遂行日数との比率を算定した。

※議員活動日数の町村長に対する比率＝議員活動日数（議会活性化特別委員会の活動を除く）／町村長職務遂行日数

《平成 28 年活動実績ベース》

96 日 ÷ 330 日 = 29.0% ≒ 29%

《平成 29 年活動実績ベース》

97 日 ÷ 330 日 = 29.3% ≒ 29%

平成 28・29 年（暦年）の活動実績ベースに基づき、それぞれの議員活動日数と町長職務遂行日数との比率を算定したところ、平成 28 年と平成 29 年は同じ結果（29%）になったので、議員報酬（月額）を試算する際に使用する比率を 29%とした。

### （2）議員報酬（月額）の試算

議員報酬（月額）の試算について、清水町長給与月額（700,000 円）に議員活動日数と町長職務遂行日数との比率（29%）を乗じて算出した額を議員報酬（月額）とした。議長報酬・副議長・委員長については浦幌方式を採用し、算出した議員報酬（月額）に対して、議長 1.5、副議長 1.2、委員長 1.1 を乗じて得た額をそれぞれの報酬（月額）とした。

※議員報酬（月額）：清水町長給与月額（700,000 円）×議員活動日数と町長職務遂行日数との比率（29%）

※議長報酬＝議員報酬×1.5、副議長報酬＝議員報酬×1.2、委員長報酬＝議員報酬×1.1

#### ●月額報酬の算定

区分	比率	月額報酬算定額	計算式
議長	1.5 倍	305,000 円	203,000 円×1.5
副議長	1.2 倍	244,000 円	203,000 円×1.2
委員長	1.1 倍	224,000 円	203,000 円×1.1
議員	1.0 倍	203,000 円	700,000 円×29%

●年間報酬額

区 分	月額報酬	増減	年 額	年額(期末手当含む)	増減
議 長	305,000 円	30,000 円	3,660,000 円	5,017,250 円	493,500 円
副議長	244,000 円	25,000 円	2,928,000 円	4,013,800 円	411,250 円
委員長	224,000 円	29,000 円	2,688,000 円 (10,752,000 円)	3,684,800 円 (14,739,200 円)	477,050 円 (1,908,200 円)
議 員	203,000 円	20,000 円	2,436,000 円 (17,052,000 円)	3,339,350 円 (23,375,450 円)	329,000 円 (2,303,000 円)
計	13 人	—	34,392,000 円	47,145,700 円	5,115,950 円

※ () は、委員長 4 人、議員 7 人の計。期末手当は現行の 4.45 か月で計算。

議員報酬と関連する議員期末手当については、現在の支給月数が 4.45 月（6 月が 1.40、12 月が 3.05 月）となっているが、報酬月額を引き上げるのであれば、人事院勧告に準じた取扱いに改めるべきとの考え方となった。平成 30 年度の人事院勧告は今後行われるが、参考として、昨年度の人事院勧告の支給月数(4.40 月)とした場合の年間支給額を計算すると以下のとおりとなった。

【参考】

期末手当 4.45 月を 4.40 月とした場合の  
年間支給額 ⇒

区 分	年額(期末手当含む)	増減
議 長	5,002,000 円	478,250 円
副議長	4,001,600 円	399,050 円
委員長	3,673,600 円 (14,694,400 円)	465,850 円 (1,863,400 円)
議 員	3,329,200 円 (23,304,400 円)	318,850 円 (2,231,950 円)
計	47,002,400 円	4,972,650 円

3 議員報酬の試算に基づく、議員年金給付費負担金の計算

地方議会議員年金制度は、平成 23 年 6 月 1 日をもって廃止されたが、受給資格者に対する給付費用の財源は、制度廃止に伴う経過措置として、毎年度、現職職員の標準報酬総額に応じて、各町村が公費で負担している。このため、議員報酬の試算結果に基づく、議員年金給付費負担金を算定すると以下のとおりとなる。

●現行の報酬月額に基づく議員年金給付費負担金

議員年金給付費負担金：給付負担率 38.2/100（平成 30 年度の場合）

現行の議員報酬 183,000 円の場合、標準報酬月額：180,000 円

$180,000 \text{ 円} \times 12 \text{ か月} \times (38.2/100) \times 13 \text{ 人} = 10,726,560 \text{ 円}$

●議員報酬の試算結果に基づく議員年金給付費負担金

議員報酬 203,000 円の場合、標準報酬月額 200,000 円

$200,000 \text{ 円} \times 12 \text{ か月} \times (38.2/100) \times 13 \text{ 人} = 11,918,400 \text{ 円}$  【1,191,840 円増】



# 清水町議会 議会活性化等の町民アンケート結果

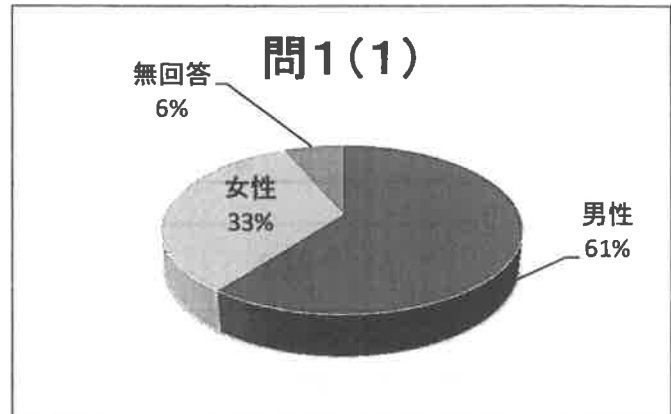
◎実施期日 平成30年7月6日(金)～25日(水)

◎実施方法 議員が町民にアンケート用紙を配付し回収した

◎回答者数 411人

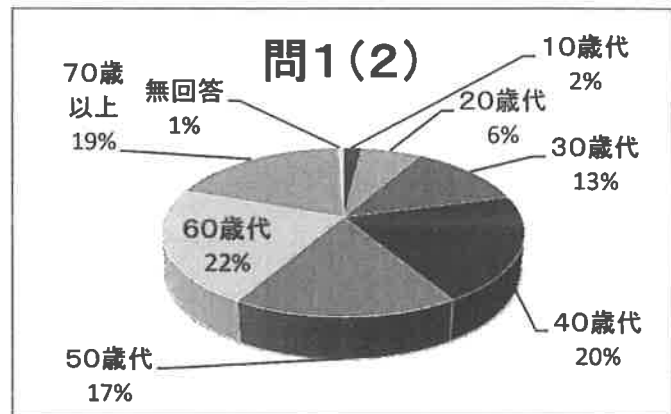
## 問1(1) 回答者の性別

区分	回答数
① 男性	248
② 女性	137
③ 無回答	26
計	411



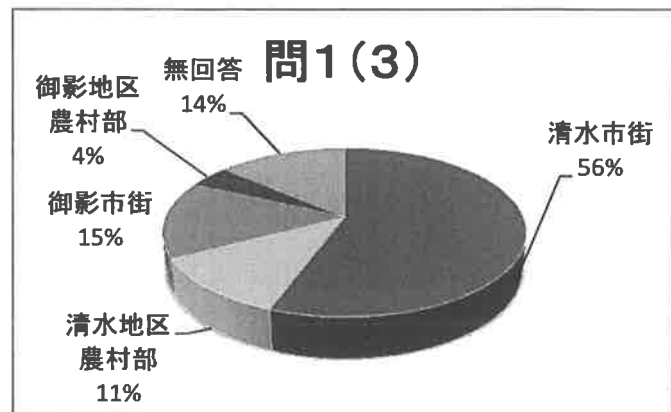
## 問1(2) 回答者の年齢

区分	回答数
① 10歳代	8
② 20歳代	26
③ 30歳代	52
④ 40歳代	84
⑤ 50歳代	70
⑥ 60歳代	91
⑦ 70歳以上	78
⑧ 無回答	2
計	411



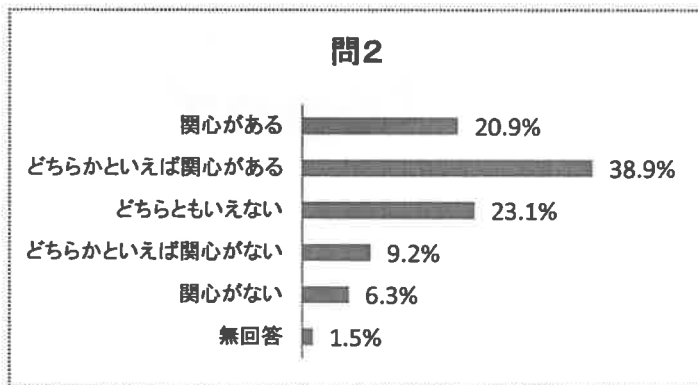
## 問1(3) 回答者の居住地域

区分	回答数
① 清水市街	229
② 清水地区農村部	47
③ 御影市街	61
④ 御影地区農村部	18
⑤ 無回答	56
計	411



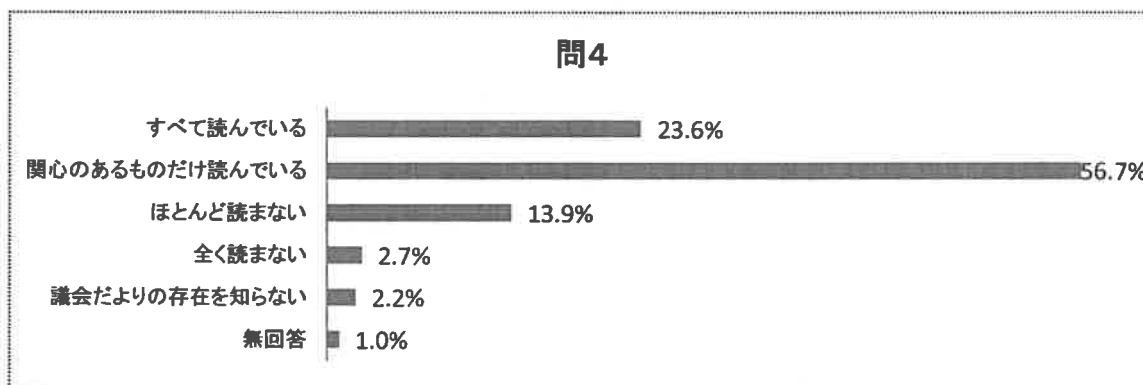
問2 議会に関心がありますか。【一つに〇】

区 分		回答数	割合
①	関心がある	86	20.9%
②	どちらかといえば関心がある	160	38.9%
③	どちらともいえない	95	23.1%
④	どちらかといえば関心がない	38	9.2%
⑤	関心がない	26	6.3%
⑥	無回答	6	1.5%
計		411	—



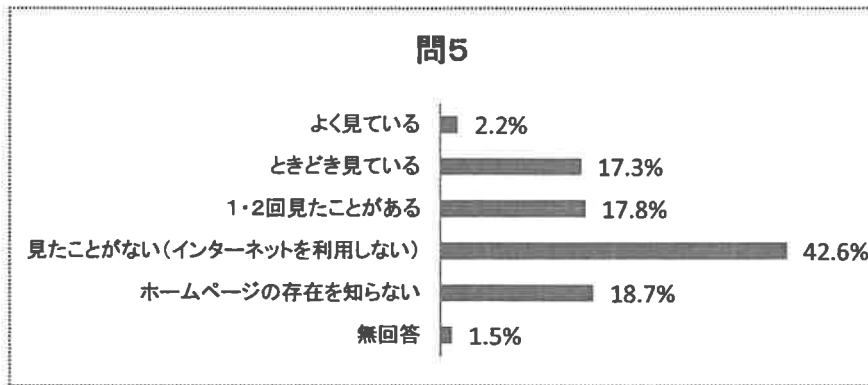
問4 議会だよりを読んだことはありますか。【一つに〇】

区 分		回答数	割合
①	すべて読んでいる	97	23.6%
②	関心のあるものだけ読んでいる	233	56.7%
③	ほとんど読まない	57	13.9%
④	全く読まない	11	2.7%
⑤	議会だよりの存在を知らない	9	2.2%
⑥	無回答	4	1.0%
計		411	—



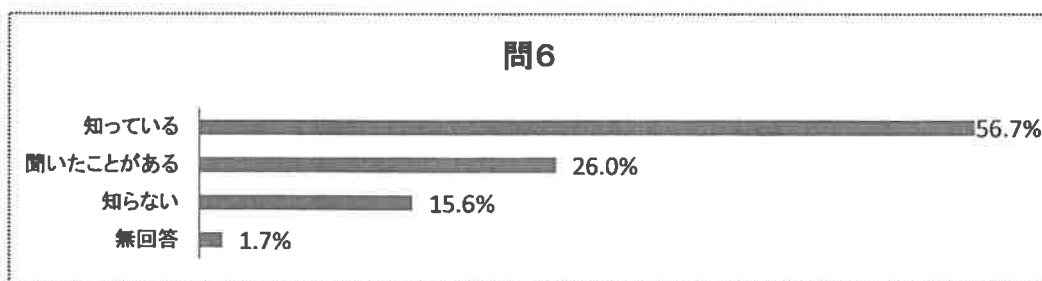
問5 議会のホームページをご覧になったことはありますか。【一つに○】

区 分		回答数	割合
①	よく見ている	9	2.2%
②	ときどき見ている	71	17.3%
③	1・2回見たことがある	73	17.8%
④	見たことがない(インターネットを利用しない)	175	42.6%
⑤	ホームページの存在を知らない	77	18.7%
⑥	無回答	6	1.5%
計		411	—



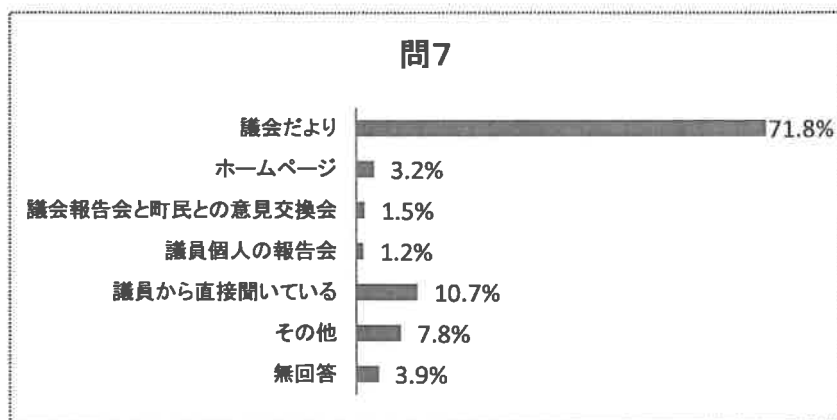
問6 毎年1回、議会報告会と町民との意見交換会を開催していることをご存知ですか。【一つに〇】

区 分		回答数	割合
①	知っている	233	56.7%
②	聞いたことがある	107	26.0%
③	知らない	64	15.6%
④	無回答	7	1.7%
計		411	—



問7 議会や議員の活動状況などの情報をどこから得ていますか。【最も多いものに○】

区 分		回答数	割合
①	議会だより	295	71.8%
②	ホームページ	13	3.2%
③	議会報告会と町民との意見交換会	6	1.5%
④	議員個人の報告会	5	1.2%
⑤	議員から直接聞いている	44	10.7%
⑥	その他	32	7.8%
⑦	無回答	16	3.9%
計		411	—

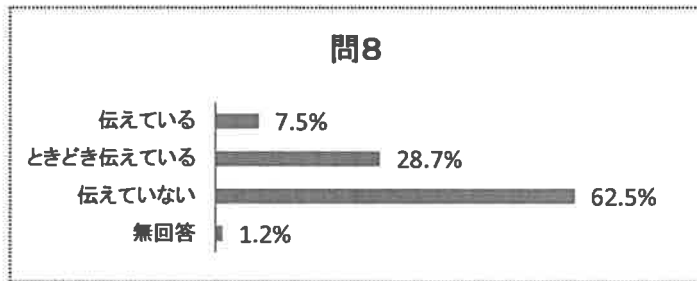


「⑥その他」の記載内容

1	得ていない
2	得ていない
3	知人
4	なし。
5	出席した友人から。
6	友人、知人
7	関心がない。
8	フェイスブック
9	聞いたことがない。
10	友人、知人との会話の中など。
11	議員さんが議会以外でどのような活動をしているか知らない。
12	ありません。
13	得ていない。
14	職場の人。
15	何も知らない。
16	引越してきたばかりなので、よく知らない。

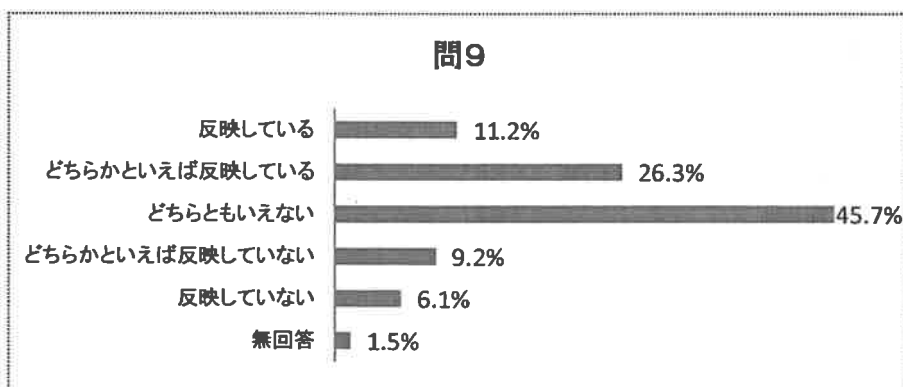
問8 議員に自分の意見や要望を伝えていますか。【一つに〇】

区 分		回答数	割合
①	伝えている	31	7.5%
②	ときどき伝えている	118	28.7%
③	伝えていない	257	62.5%
④	無回答	5	1.2%
計		411	—



問9 議員が町民の代表として、町政に町民の声を反映していると思いますか。【一つに○】

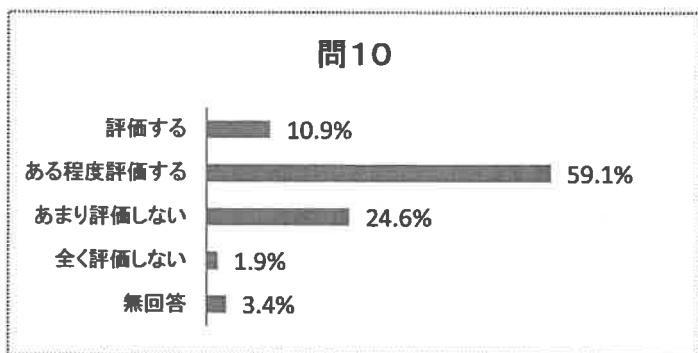
区 分		回答数	割合
①	反映している	46	11.2%
②	どちらかといえば反映している	108	26.3%
③	どちらともいえない	188	45.7%
④	どちらかといえば反映していない	38	9.2%
⑤	反映していない	25	6.1%
⑥	無回答	6	1.5%
計		411	—





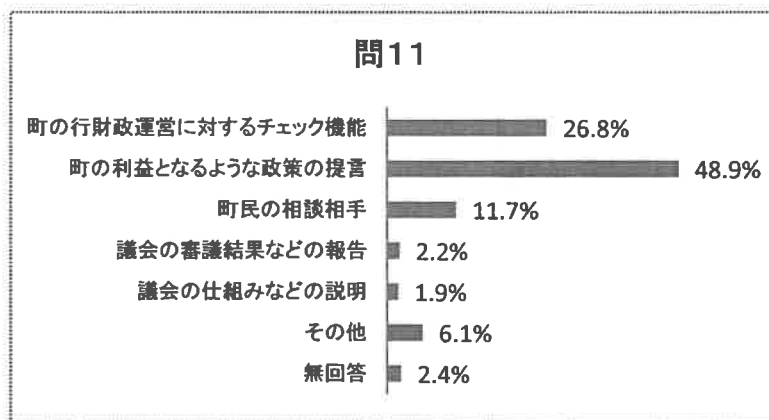
問10 インターネット中継の導入や議会報告会と町民との意見交換会の開催など、これまで議会の活性化に取り組んできましたが、議会をどのように評価しますか。【一つに〇】

区分	回答数	割合
① 評価する	45	10.9%
② ある程度評価する	243	59.1%
③ あまり評価しない	101	24.6%
④ 全く評価しない	8	1.9%
⑤ 無回答	14	3.4%
計	411	—



問11 議会や議員のあり方として、何を期待しますか。【最も期待するもの一つに○】

区 分		回答数	割合
①	町の行財政運営に対するチェック機能	110	26.8%
②	町の利益となるような政策の提言	201	48.9%
③	町民の相談相手	48	11.7%
④	議会の審議結果などの報告	9	2.2%
⑤	議会の仕組みなどの説明	8	1.9%
⑥	その他	25	6.1%
⑦	無回答	10	2.4%
計		411	—

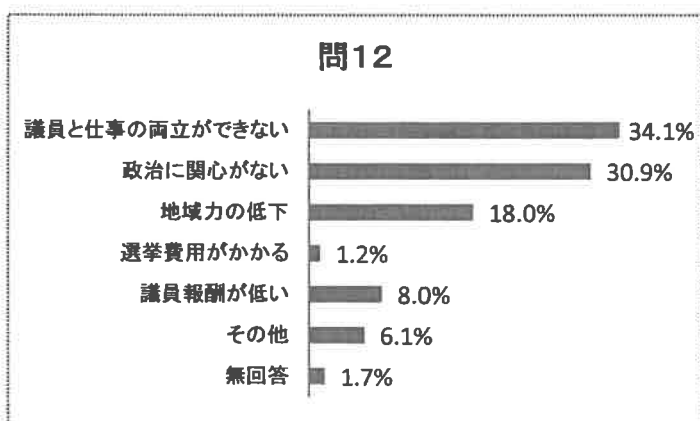


「⑥その他」の記載内容

1	なくていいとおもう
2	議員としての政策その他すべての役割
3	期待はしていない
4	議員にしかできないことをやってほしい
5	議員にしかできないことをやってほしい
6	町民とより関わりを持つ、存在を知って貰う。
7	町民各年代が望む意見をしっかり聞いてほしい。
8	①に丸を付けたいところですが、現状では無理と思います。
9	①～⑤全て。
10	町民が健康で安心・安全に生活できる環境等の成立。
11	議会での質問が?のようなことがあるので、緊張感のある答弁を引き出せるようお願いしたい。
12	子供の事。
13	町民が豊かに暮らせる政策。
14	全項目が該当すると思う。
15	町政と町民の架け橋。

問12 町村議会における議員のなり手不足が全国的な課題になっていますが、何が原因だと思いますか。【最も大きな原因一つに○】

区分	回答数	割合
① 議員と仕事の両立ができない	140	34.1%
② 政治に関心がない	127	30.9%
③ 地域力の低下	74	18.0%
④ 選挙費用がかかる	5	1.2%
⑤ 議員報酬が低い	33	8.0%
⑥ その他	25	6.1%
⑦ 無回答	7	1.7%
計	411	—

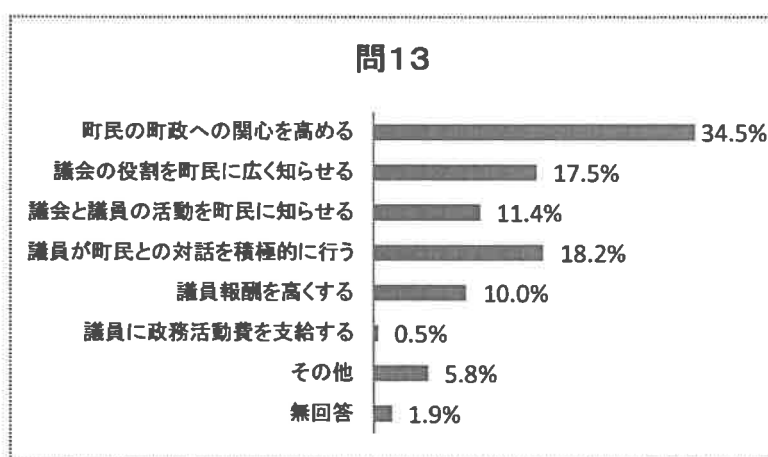


「⑥その他」の記載内容

1	仕組みが悪いのか議員になることの魅力とかがないから
2	なり手不足は議員という職業に魅力がないから
3	議員に魅力がない
4	議員という仕事に興味がない
5	中央政治の信用度が地方政治に反映され、住民の無関心度が高まっているため。
6	老害。
7	尊敬できる議員がいない。魅力が持てそうな街に見えない。
8	議員になることが恥だと思われる。
9	今の国政に疑問。不信感を持っているので関心がないばかりではなく、離れていっているのではないかと思います。
10	おじさんの、なあなあな議会だから。
11	4年ごとに来る選挙が重荷。町のために働きたい事と、選挙、報酬と別次元の話。その為、働きたい人と選挙に出れる人とは必ずしも一致しないと思う。選挙で多くの票を得た議員が積極的な活動をしている訳ではない。
12	議員、議会に期待するものがあまり無い。
13	家族の反対、推薦者がなかなかいない。推薦してくれる人が整ったら出る人もいると思う。説得がかんじんだと思う。
14	町政に魅力がないから。
15	民度が低い。

問13 議員のなり手不足はこの町でも予想されますが、今後も議会制度を維持していくためにはどうしたらよいと思いますか。【最も必要なもの一つに○】

区 分	回答数	割合
① 町民の町政への関心を高める	142	34.5%
② 議会の役割を町民に広く知らせる	72	17.5%
③ 議会と議員の活動を町民に知らせる	47	11.4%
④ 議員が町民との対話を積極的に行う	75	18.2%
⑤ 議員報酬を高くする	41	10.0%
⑥ 議員に政務活動費を支給する	2	0.5%
⑦ その他	24	5.8%
⑧ 無回答	8	1.9%
計	411	—



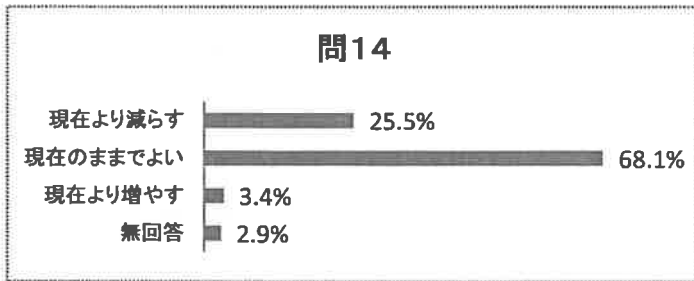
「⑦その他」の記載内容

1	なぜ維持しなければならないのかわからない
2	議会制度は必要ない
3	魅力を感じさせる。あるいはやりがいを持たせる
4	議員という仕事に魅力を持たせる
5	ギャラアップと⑥を加える
6	議員に提言する組織の立ち上げ、協力。
7	議員が尊敬される活動をすることだと思う。
8	議員が魅力的な町にすれば、なり手があるかもしれない。
9	議会の時間を夜にして、若い人が運営できる議会。
10	なり手が少ないなら、定数を減らしても、町民にマイナスなような議会になっているとは思えません。
11	議員と仕事の両立ができるようにする。
12	①～⑥全て。
13	政治(国)に対する信頼性が薄れている。
14	維持するには、議員を地域に割り当てるとか。
15	20～30代の議員を一枠設け、その枠の議員報酬を高くする。
16	④のために⑥を行う。
17	議員のみで活動できる町議制度にする。
18	定数を削減して、質の高い議会運営がなされるなら、報酬増額も必要。議会制度維持のために現議員数を維持しようとする考え方は理解できない。

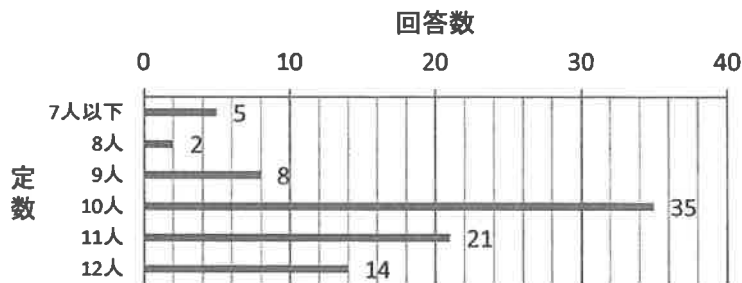
19	議員定数を減らす。
20	議員の予備になる人を育てる為の活動を、各地区の実情(問題点)などを話し合う場所づくり。
21	議員個人の資質に頼りすぎの現制度の改革。
22	わからない。

問14 現在の議員定数は13人ですが、議会における健全な審議やチェック機能を継続していくためには、議員定数はどうあるべきだと思いますか。【一つに〇】

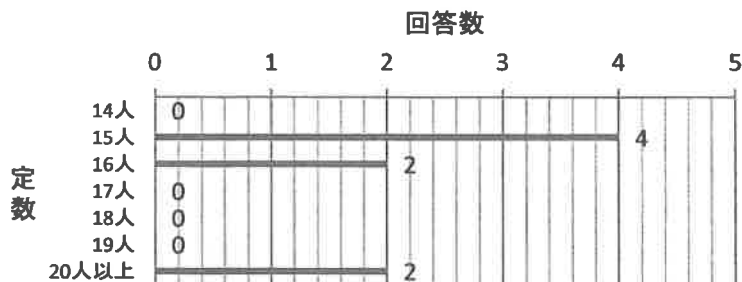
区 分		回答数	割合
①	現在より減らす	105	25.5%
②	現在のままでよい	280	68.1%
③	現在より増やす	14	3.4%
④	無回答	12	2.9%
計		411	—



「①現在より減らす」のうち

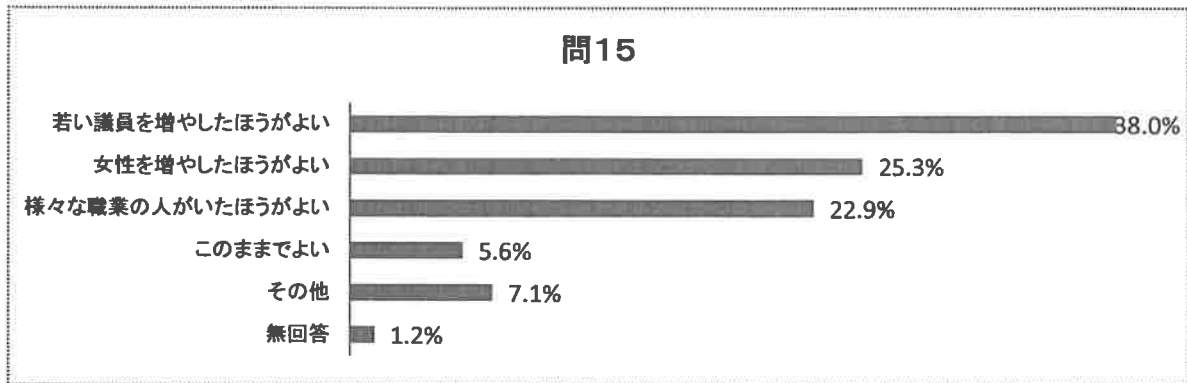


「③現在より増やす」のうち



問15 4月1日現在、清水町議会議員の平均年齢は67.7歳(53歳～77歳)、女性議員は1名の状況ですが、今後の議員構成のあるべき姿をどのようにお考えですか。【一つに〇】

区分	回答数	割合
① 若い議員を増やしたほうがよい	156	38.0%
② 女性を増やしたほうがよい	104	25.3%
③ 様々な職業の人がいたほうがよい	94	22.9%
④ このままでよい	23	5.6%
⑤ その他	29	7.1%
⑥ 無回答	5	1.2%
計	411	—



「⑤その他」の記載内容

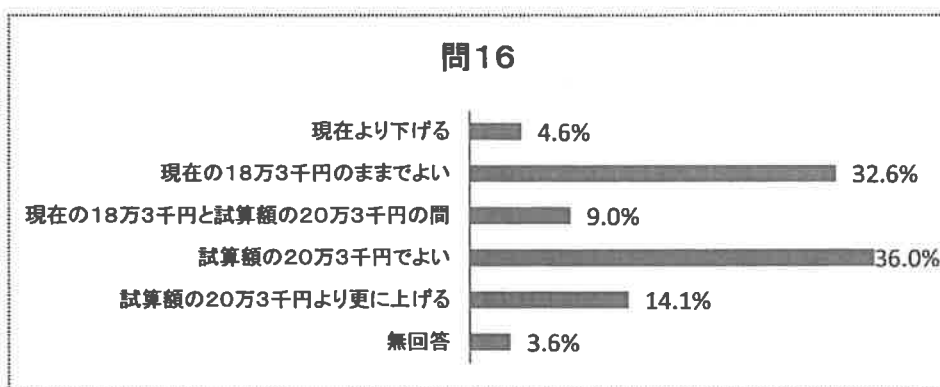
1	女性うんぬんではなく議員として活動できる人を望みます
2	年齢、性別を問うこと自体ナンセンス
3	性別って関係ありますか？
4	能力のある人なら年齢は関係ないと思う
5	能力の高い議員をそろえてほしい
6	能力重視
7	18歳位のヤング層の特別枠をもうけてはどうでしょうか。
8	18歳位のヤング層の特別枠を設けてはどうでしょうか。
9	女性を増やすのも一策であるが、目的が名誉欲のための議会議員は遠慮願いたい。
10	年齢は関係ない。男女も関係ない。出れる人が出れば。
11	地域代表制の取り入れ
12	年齢より本人の意識を高める。
13	幅広い年齢と男性、女性、多職種の人であればよいと思う。
14	年齢や性別ではなく、議員としてしっかり活動してくれる人で構成されるべき。
15	若い・女性・職業でどうにかなるものではない。意識があるかないかの問題！
16	議員と仕事の両立ができるようになってから考えたほうがよい。
17	女性を増やしても、働きづらい地域性から意味がない。
18	なり手が数少ない中で、構成のあるべき姿は、今気にしていない。
19	やる気のある人がやると良いので、年齢・性別にはこだわらない。
20	年齢でも、男女でもなく町政に意欲を持って取り組む方。
21	年齢別にいたらよいが！！

22	直接代表制の議員の参画。
23	選ばれた結果なので年齢・性別は問わない。
24	議員を本業としてできる人。
25	自分としては、①②③すべてがよいと思う。ただし、若い人ばかりでは問題があり、高齢者の知恵も必要である。
26	町政に関心がありそうな人、ある程度行動力のある人であれば老若男女問わない。
27	議員の資質の問題であり、若いとか、女性とか、職業とかでない。
28	議員さん達は少ないと思っているか、多いと思っているかだと思います。議員さんは人手が足りないと思っていますか？
29	あるべき姿は男女同数だと思います。

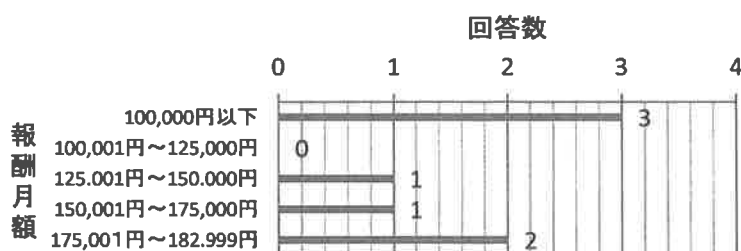


問16 現在の議員報酬月額が18万3千円であり、平成28・29年の議員の活動日数に基づく試算では20万3千円になりました。もしあなたが議員になるとしたら、議員報酬月額はどうあるべきだと思いますか。【一つに〇】

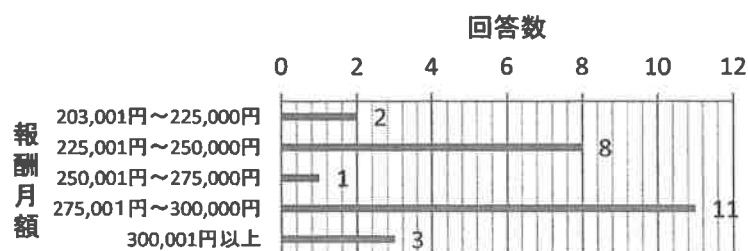
区分	回答数	割合
① 現在より下げる	19	4.6%
② 現在の18万3千円のままでよい	134	32.6%
③ 現在の18万3千円と試算額の20万3千円の間	37	9.0%
④ 試算額の20万3千円でよい	148	36.0%
⑤ 試算額の20万3千円より更に上げる	58	14.1%
⑥ 無回答	15	3.6%
計	411	—



「①現在より下げる」のうち



「⑤試算額の20万3千円より更に上げる」のうち



問17 議会に対する意見や要望などがありましたら、ご自由にお書きください。

1	議員だけで生活できるような額であればいいと思う
2	議場で個人的な意見を述べるべきではない。記名のない意見に対して却下するだけじゃなく、言いつらい立場である場合も考えてほしい。
3	もう少し威厳を持つべきだ
4	町村の過疎化と共に住民意識の低下、町民の町政に対する無関心さも否定できません。それで町議会への活性化の取り組みがあったものと思います。周囲を見ても町政に対する無関心を否定できません。同様に国政に対してもその傾向が窺えます。国民、町民自体の怠慢かと思われれます。理由は労働者がストなどの闘争経験の欠如、学生時代に機動隊と向かい合った経験の欠如なのかもしれません。平和にして平穏でいいと言えなくもありませんが、イザという時心配です。平穏、無事の雰囲気の中、町議会議員の方々ご苦労かと思えます。この際、思い切ってギャラアップも議員意識の向上でいいのではないのでしょうか。
5	中央政治の信用度を高め、中央・地方共に長期展望を明らかにし、政策の選択と集中、チェックとバランス機能を高めることにより、住民の関心度を高めること(13に関連)。町長を先頭とする全職員(行政側)対全町議(チェック側)が常に対峙し、チェック(行政の)に努めること。そのためには、町長と同等に町民と向き合えるリーダー(正・副議長を除く)をつくること。町の債務返還計画、公共物等の維持・改廃等、中長期的政策の展望を明らかにし、公表すること。また、議員報酬の引き上げを求めるなら、町民の目に届き、理解される行動があり、信頼される町議になること。
6	議員をプロ化して、全議員が1~2年の間に全戸訪問するぐらいでないと、町民のくらしや意見がつかみきれない。名前を聞いても、それがどの議員かはわからない。議員1人に25万円出すのなら、予算がきびしければ、議員数を10人になっても仕方がない。
7	現在の清水町に魅力は少ないと思います。若い議員が増え、時代の変化に柔軟に対応できる議会になれば、若者のとって魅力的な、活気のある町づくりにつながると思います。
8	Q15について、若い議員を増やすための一つとして、年齢比例報酬を考えたかどうか。
9	議会・委員会を夜間に開催して若い議員を増やし、様々な職業の人が議員に。
10	Q16において、きちっとやっているのだから、遠慮することない。十勝一の報酬でも良い。国会議員に右ならい！ Q17、道議会の数も多い。十勝も1本で3名位で良い。報酬もとんでもない。道に要求してください！国も同様、減らすのが当然です。人口減ですから。正・副議長の年間活動日数も知らせるべき！難しいか？
11	地域経済を支える農業や商業などで、町民の目に力強く見える様な政策の立案や推進力が欲しい(行政に取り上げて貰える様な企画力・批判力)。例:浜中町の「就業交付金制度」。
12	議員報酬の試算で全国標準を用いるのはどうなのか？例えば、全道標準、管内標準はないのか。あれば試算上どうなるのか？
13	報酬は近隣の町とのバランスで決めた方が良い。
14	Q12に「現在の報酬であれば議員の収入だけで生活ができそうに思いますので議員に専念できると思いました」と記載。Q17、議員～議長の報酬額はもっと低いものだと思っていました。議長・副議長・委員長の報酬は議員より高すぎると思いました(それだけ議員と議長・副議長の仕事に差があるのか)。報酬450万～500万は一般の町民の給与水準からするとどうなんでしょう。とても高額に感じますが。
15	活動の成績や実績を鑑みて高額な報酬でかまわないと思う。もちろん、町職員にも同じ。
16	今回の町民アンケートは良いことであるが、議員に渡すのではダメ。郵送にすべきです。直接手渡しでは率直な意見が出ないと思います。
17	議員報酬の根拠は町長の給料や他町を参考にするのではなく、清水町の勤労者の平均給料とか、平均的な生活費から算出すべきではないか。
18	議員定数よりも議員の質の向上を希望する。
19	議員報酬を上げたからと言って議員のなり手が増えるわけではない。議員の活動が尊敬されるほど素晴らしければなり手が増える。例えば、町長の公約である産直市場として行われている軽トラ市に足を運んでいるのは、ごく一部の議員だけだ。町のチェック機能と言うのであれば見に来るべきだ。また、町民が言っているのは、議員に意見を言ったって無駄だ、何も反映されないと聞いている。私も議会報告会に行くが、意見を言っても参考意見としか聞いていないようだ。それが町政に無関心な町民が多くなる原因だ。議会報告会のやり方を変えるか、個々の議員が単独で報告会をやるべきだ。

20	議員定数を増員したとしても立候補者がいるかどうか？報酬もまた同じ。議会活動プラス日常活動 29%としては今の報酬で充分でないかと思う。4年前のマニフェストがそのまま選挙公報に出るような議員が高得票で当選する等とか、決議する時は間髪入れず「異議なし」と二人で交互に発言していたのを見た時、その後一般質問もなく、議員生活をしている事を考えれば、もう少し質の高い、切磋琢磨してくれるような人物が出やすい環境創りが必要かと思う。地域力の低下は、庶民的町民減少の大きな要因であると思う。結論として、選挙活動は必要でなく、書面、広報等が出馬の意見、目的等の信念を公表できる方が議員立候補の人員が満たされるのではないのでしょうか？また、議員が町民との積極的な接触機会を作ることも大事なことと思います。
21	町民はわがままなもので不平・不満ばかり言い放題なので、町会議員の報酬を上げて議員さんが少し余裕を持って暮らせるようにすると知り合いの町民の声を少し聞いてあげると町民の言い放題も少しはおさまるかも？
22	定数を減らし1人あたりの報酬を上げると良いのではないかな？
23	議会を傍聴せず失礼ですが(議会日より・周りから聞くだけ)、活動している方・していない方の差が大きいように思います。今、議員の方々の意識を見直し、町民の人達の期待を背負って出られたからにはそれなりに活動、人の意見を聞くのも良いですが流されない様に、自分のためではなく町民のため、町政のため力を出してほしいと思います。※議員の方々にお聞きします。お金のためですか？町政・町を良くするために出たのではないですか？
24	Q8について、以前は伝えていたが、対応に期待が持てない。Q17、頭数(あたまかず)だけの議員さんという現状じゃないですか。若手のしっかり議論し、行動し、提案できる方に議員さんになってほしい。町長もしかり、役場業務の延長線上でなく、町を売り込める人になってほしい。
25	諸問題に対して、是非に関わらず議員個人個人の内、活発な発言をされて望ましいと願います。
26	若い人を増やす政策を皆さんで考えてください。税収増、子ども数の増、各種保険負担の減額等様々なメリットは大である。
27	発言の少ない議員がいると聞いていますが議員同士の十分な対話、意見交換が必要では！建設的な意見がほしいね(職員の中から)。
28	議員というのは、名誉職であると思う。無給でも町のために「私がやる」と言えるような方がすべきだと思います。また、もっと町のイベントに関わるべきかとも思います。内部に入って一緒に活動すれば、もっと見えてくるものがあるのでは？
29	清水をよくしようというボランティア精神がないとできない仕事でありがたい。議員によって仕事とかけもちしている人も収入もそれだけならきつい人もいるかもしれないし、かけもちしている人は忙しいだろう。議員自体の意見が聞きたい。実際してみるとかわることが多いが、一般の人には分からない。多いか少ないかなんて体験者でないと分からないのではないかな。
30	議員の低下が今日の清水町の姿だと思います。
31	議員の皆様方今後、一層の活躍を期待します。
32	町の代表として活躍しているのでしょうか。
33	以前の災害時、水を配っていた議員さんがおられました、町民のことを心配してくれていることが痛い程わかりました。議会のチェック機能も重要ですが、常に町民の立場で頑張ってくれている議員さんが増えることを望みます。今後も頑張ってください！！
34	高望をもって今の町の状況では…。貧困の町民の為に頑張ってください。
35	町民全体が暮らしやすい町となるように、活動日数で報酬月額を決めるのではなく、中身(成果)で上げた方がよい。町民全体にアンケート等を実施し、要望等を反映してほしい。例:無駄だと思われる”需要”を感じない事業はやめる。
36	住民がくらしやすい町に、人口も増やすと言って町議選をしたはず。いまさら住民にアンケートなんて問うのはおかしくないか？議員らが考えて町政をやってほしい。
37	議会の役割に設問14のチェック機能と謳っています。議員がチェックできる”とき”は町側から示された資料として受け取った段階だと思います。議案として示された予算を否決することはほとんどありえない事です。それが国や道の補助が付いたものならなお更のことです。それをチェックする機能は二代表性と、執行する行政と対立する事になると思われます。その二代表制を踏まえた上でのチェック機能がこれからの議会に必要と考えます。自分の住む町が良くなってほしいのは町民だれもが願うことです。その為の議員の皆様活躍を願っております。アンケートはもう少し設問ごとに書き込み欄を設けていただきたかった。議会で様々な先進地などを視察している様ですが、費用対効果と情報開示の面からも報告のレポートをHPなどに載せていただきたいたいと思います(A41枚程度でも良いので)。
38	設問14の回答(定員を現在よりも減らして10名にする)の理由は、審議やチェック機能のための減員ではなく清水町の人口に対して。

39	議会を傍聴したり、議会だよりも読んでいますが、この人は町のために活動しているのか？名誉職で議員になっているのではないか…と思われる議員も見受けられます。議員報酬は上げてよいが、年齢には関係なく、町のために活動してくれる人に議員になってほしいです。
40	子育て世代においては、女性の意見がとても大切だと思うので、女性の議員さんが増えるとますます良いのではないかと思います。
41	Q16、議員報酬について、町長の何%というのではなく月額いくら…とした方がよいと思います。Q17、議員報酬を上げたら議員のなり手が増えるとは思えません。
42	Q16に「銭金の問題でない」と記載。Q17、選挙に出る有権者がいないのであれば、国の裁判員制度の様な無差別による抽選によるチェック(監督機関)をもうけて、高額日給を支給して、町長、職員、指導機関の専門員を活用してはどうか？
43	町民との意見交換会の場を増やす。その場において、もっと町民が発言しやすい形で進める。
44	Q14に「定数の問題ではない」と記載。Q16に「無報酬に近い方がよい」と記載。Q17、議員と仕事の両立が出来るように考えて欲しい。女性の議員数は最低3分の1以上になるよう、条例で決めて欲しい。
45	各種委員会の数で議員定数を決める事が疑問。兼務兼任でも良いのではないか。又、それに伴う議員報酬が上がるのなら止むを得ない。
46	議員に専念するなら報酬を上げた方がよい。町民の下僕として働くなら報酬は上げるべき。議員の立ち位置がわからない。「補欠なら出てみようか」等アルバイト感覚では「??」と疑問に感じる。若い議員がいた方がよいが18万では生活が厳しいと思う。働く議員もいれば、何もしない人もいる。議員の仕事を明確にすべきである。
47	特にありません。
48	議員は町民の声なき声をもう少し議会に届けては。
49	人口減少対策や移住促進や高校と企業の関係の中で、若者定住などもっと町政に対して提言してほしい。小学生議会、中学生議会、高校生議会等を通して議会と町民の間を近づけてほしい。
50	議員と仕事の両立ができる議会運営ができないか？議員としての仕事も充分できる議員報酬にする。
51	議会の存在価値を余り感じない。
52	・議員として、年に1回「一般質問はしているか」「どの議案に賛成し、反対したか」「政策実現はどのくらいできたか」「公約は守っているか」を自己評価し、公表する。選挙が近くなったら、任期4年間の評価を公約と並べて公表する。常に弱者の立場に立って、声なき声を拾い上げて欲しいです。平和や原発の問題について議論、学習をして下さい。
53	議員となる前の人と辞めた後に関して、最低限の文化的生活を行える金銭あるいは職業の支援についての詳細な説明を求めます。
54	他の町村のレベルがわからない。
55	良い立地条件の清水町だが、みな通過ばかり。道の駅の開設など検討されたのか。町政の問題かもしれないが、意見・要望など、その責任性からか、実名を出しての場ばかりで、伝えづらい状況だ。
56	Q11で、議員の出した公約の実現とその結果報告、実現した自分の出した物、出来なかった公約、その理由を知らせてほしい。Q17、町議の中にも、政党の派閥があるように思います(いらぬ)。第1に町民の事を考えて町民党の意識で頑張ってください。いろいろな意見があり大変ですが(誰でもならない重要な仕事です)。また、町で会っても挨拶もしない人がいます。偉くなったと勘違いしている方も見受けられます。町民の代表ですので、偉いのは解りますが。
57	高齢化に対応できる福祉の充実。
58	働き手不足が進行する中、現役世代は議員活動の時間が取れないことから結果的にリタイヤした人達による議会構成とならざるを得ないと思うし、リタイヤした人達も町づくりに強い意志があれば報酬の事はさておき、一種のボランティアの様な考えで町の発展に努力してもらえれば町民は応援すると思います。一方、現役世代の人にも議員活動ができるような仕組み(企業、団体職員の議会活動休暇など)と給料減額に見合う報酬での補填等も考えていかなければ議員の成り手不足は小さな町ほど解消されないと思う。
59	(一般町民に)議場で傍聴していただくと町民に活動や様子が伝わるとは思います。なかなか難しいので、(忙しいところ大変かと思いますが議員さんが積極的に)イベントや行事に参加していただき、議員さんとの接点が増えると身近な存在となり、意見や要望が伝えやすくなると思います。
60	若い議員を増やした方がよいとは思いますが、実際問題、自分の家庭や暮らしのことでいっぱいいっぱい余裕はないと思う。議員さんが町のことを考えてくれてありがたいと思う。
61	意味のない質問をしている議員が目につく。質問項目だけが多すぎて、中途半端で終わっている様に感じる。

62	Q13に「議員が役に立っているとは思えないし、そう思っている町民が多いと思う」と記載。Q17、報酬を下げたとしても、任期満了をもって満了手当などを支給することにより任期中の労に報いると同時に、次につながる活動資金にもなるのではないかと？月額報酬を多くする意味は、それほどなり手と町民の理解を得ることにはつながらないと思う。
63	全ての町民の意見を完全に聞くことも出来ないし、みなさんは町民の代表なのだから、ひとつずつ手順を踏んで決めて行けば問題ないと思います。
64	平均年齢を下げる。若い人になってもらう。
65	Q16で⑤を選択しているが、「又は、無報酬のボランティアのいずれか」と記載。
66	人口減少に歯止めをかける対策(町外流出防止・町外からの流入)。牛玉井や千年の森に続く観光スポットの開発・検討。子供に手厚い政策(教育費助成・給食費無償化など)→他町村を見習うべきかと。
67	択一はこのアンケートには向いていない。
68	興味を持たせてほしい。
69	特になし。
70	報酬を上げる理由がわからない。
71	これまでどおり行政機関のチェック機関であれば現行のままで良いのではないかと。報酬の問題ではないと思う。議会の活性化を望むのであれば現行制度では限界があるのではないかと。難しいと思うが大胆な発想が必要では。
72	若い議員を増やすためには、定数を減らし、報酬額を上げるしかないと思います。
73	町長700千円×29%≒203千円はもっともらしいが、町長と平議員の責任の重さを考えると、日数29%×「 」(責任係数)が必要。もしくは、町長の給与が安い。
74	いつもご苦労様です。
75	試算のとおり報酬月額にする。ただし、年/500万上昇するため定数を2減する。町民は納得(金銭面)する。以下のとおり提案するので参照してください。町民は月例で町長と語る日(要予約)や各課は出前講座で直接説明する機会が担保されています。議会(議員)も月例で議員と語る日を求めに応じて委員・委員会等で出前講座(出前報告)すれば良いかと思えます(議員が説明報告することと、事務局が説明することを仕分け)。また、出前講座・報告となれば、基礎知識等勉強することにも繋がり、もっともっと優秀な議員が育つと同時に町民も議会のことを学び関心を持つと考えます。結果的に議会活性化になればと思います。(報酬)試算との比較で500万円増えます。次期改選時は2減することで、費用対効果や消極的な考えですが、なり手不足は解消できるでしょう。二足のわらじをはかなければ議員活動ができないことから、集中して職務を全うすることは大変厳しいことは理解しております。議会(議員)活性化となり、不安のない社会を創造するため町民の一人として議員の皆様を応援いたします。
76	議員だというだけで何もしない、実績もない、発言もしないと『報酬減』！！議会中の居眠りは罰金！！
77	町・町民のために働いている議員さんには報酬額を上げて良いと思いますが、ただ名前だけの議員さんには報酬を下げて良いと思います。町民のために働いてください。
78	初めて議会の傍聴させて頂きましたが、質疑が通り一遍の様に感じました。質問に対しあらゆる視点からの調査を行い、答弁に対し自分自身の考えを、場合によっては係数的な根拠に基づき、議論した方が、議会だよりを見た時、理解しやすく、町民としても感心が高まると思います。
79	議員は町民の代表として、しっかり議会運営に力を出し、町民の声を議会に届け、町の発展に仕事をしてほしい。
80	大きな問題について、町議会では対応出来ない事が多すぎる。実現しないためあきらめる。責任感ある役場を目ざしてほしい。出面根性やめてほしい。上の道議、衆参議員との接触をもっと密に。議会運営2Fの事務所が多すぎる。
81	清水町はってんするよう(大阪くるとかみらいのために人口をふやすこと。
82	現在の議員は定年退職の方々が多く見られます。中には一生懸命に頑張っている方もいますが、この方々が10年後・20年後、若い人達が魅力ある町を作っていけるとは思いません。10代・20代の人達の発想にはなれないと考えます。若返りが必要。期末手当について、会社員や公務員でないのに、町の財政が厳しい中、黒字でもない、利益が出ているわけでないのに、手当が出せるのでしょうか。一般的には理解できないことです。
83	実績や活動評価による報酬制の導入。
84	現状維持でいいかと思えます。それ以上の事は考えておりません。

85	人口の減少が進んでいるので、将来的に議員定数の削減が必要だと思う。議員報酬は今のままで良い。何故なら、議会で質問もしないで、何仕事しているのかわからない人がいるので。そもそもこのアンケートに疑問。議員が渡す人を選ぶからその人の考えが入る可能性が高い。
86	議員報酬を上げるのは賛成ですが、それを職業としての議員が出て来るのは大反対です。ですから難しいですね。
87	町長に一言、松沢保育所を何とかしてほしい。手を加えれば利用できると思います。
88	新しい町づくりには、やはり、若い人の考えが大切。アイデアの豊富な若い議員も大切です。若い人口が増えていく町づくり、農村、工業に行政、議会が一丸となって進んでほしい。
89	アイスホッケーに関わる予算が多すぎる。保育料無料など、今後を考えるとしわ寄せが町民にきそうで、とても不安を覚えます。目先のことだけでなく、しっかり長い目で見て考えていただきたいです。よろしく願います！
90	議員は物事を決定するに当っては町民の考えを持って判断すべき。
91	議会だよりの一般質問内容をもう少し詳しく書いた方が良いと思う。議員報酬を上げるには今後高齢化・人口減少が進むと思うので、慎重に検討すべきである。
92	議員様、町のため御苦労様です。
93	議会だよりは字が多くてあまり読む気持ちになれない。もう少し見やすさ、読みたいと思う工夫があれば良いかと思います。
94	昨今、各自治体で公務員の不正があまりにも多すぎる。議員の皆様には、これらの行状を厳しくチェックして欲しい。
95	町のことをいつも考えていただきありがとうございます。
96	若い世代にあっては政治に関心がないため、議会や議員の活動状況、及び活動に対するの成果を把握していない。これらを広く周知し政治への関心を高め、議会の役割をわかってもらうような工夫が必要と思われる。
97	今回のようなアンケートを見て、書かせて頂いたことで「議会」というものがあり、どんな状況なのか少なからずですが、知ることができて良かったと思っています。今後の活動を少しずつ知っていき「議会」について興味を持っていきたいと思いました。
98	議員の方は、町民の意見を反映していないと思います。町民の利益になる事を考えてほしい。報酬は仕事の中身に見合ったものであるべきだと思う。
99	Q13に「議員は誰でもよいという話を耳にする事があるが、そのように発言する町民の意識に問題があると感じる」と記載。Q17、問12の議員と現仕事の両立が可能であれば、問16については町財政を含め検討で良いと思う。結局の所、議員と現仕事を両立できる人は経営者等の立ち場の人しか入れない。議員として、問13のその他で記入したが、「誰でも良い」という議員や「議員になれる」人ではなく、町民が本意で「なってほしい議員」という姿が本来であると考える。
100	Q13に「関心を高めるには②③④も連動してくると思う」と記載。Q17、2年前の台風被害にて、家が流された宅地を、例えば町で買い取り、何かに活用する等の提案はいかがか？この先、土地を買う人やそこに家を建てる人はまず居ない。ペケレベツ川付近だけでなく旭山の方も被害が大きかったので、何か明るいニュースが欲しいのでは。災害前に戻すだけでなく、そこから更にプラスした取り組みをしなければ魅力ある町にはならない気がする。ピンチこそチャンス。
101	議員報酬が適切なかどうか不明です。他町村との比較も良いのか、合っているのかわかりません。毎日、町のために活動していただいていると思いますし、外に出向かなくてもあらゆる方法で情報を得ていると思います。2足のわらじが大変な事は勿論です。議員報酬のみではきびしいですよ。定例議会に毎日出席しているとか差をつけますか。
102	Q16に「試算の基準が正しいのか疑問」と記載。Q17、民間等に対して成果主義を押し付けている現政治。議員達は別なのか。町民の為の町政の在り方を追求すべき。町長の行政へのチェックと町民の為の提案をもっと進めるべき。
103	反省してます。もう少し議会に関心を持つべきだと思いました。これから議会だよりを読みたいと思います。
104	特にありません。
105	特になし。
106	議会だよりのデザインをかえて、見やすく、わかりやすい内容にしてもらおうと関心がでてくると思う。せっかく議会をやっているのだから、もっともっと町民に知らせてほしい。
107	町民の意見を広く集めるためにも、アンケート調査を継続して実施すべきだと思います。